

総社市空家等の対策の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月9日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第68号

総社市空家等の対策の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

総社市空家等の対策の推進に関する条例施行規則（平成30年総社市規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<u>様式第7号（第8条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第7号（第8条関係）</u> 略
<u>様式第8号（第8条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第8号（第8条関係）</u> 略

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

総社市長 様

提出者 住所
氏名
連絡先

意見書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第4項の規定により、次のとおり意見書を提出します。

記

- 1 特定空家等の所在地
- 2 命じようとする措置に対する意見
- 3 その他意見
- 4 証拠書類等の提出有無

（備考）

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

総社市長 様

提出者 住所
氏名
連絡先

意見聴取請求書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、次のとおり意見書の提出に代えて、公開による意見の聴取を行うことを請求します。

記

- 1 特定空家等の所在地
- 2 所有者の住所及び氏名
- 3 意見の聴取に出席しようとする者の住所、氏名及び連絡先

（備考）